

## 唐津市再生可能エネルギー条例改正についての要求および意見（令和5年11月24日回答）

### 【要請者】

唐津、玄海の海の未来を考える会 会長 小浦修

唐津市民会議 代表世話人 木村眞一郎

### 【要請内容】

唐津市はこのほど「唐津市再生可能エネルギー導入等による低酸素社会づくりの推進に関する条例」を「唐津市再生可能エネルギー導入等推進条例」に改定されようとしておりますが、ここに重大な疑義と不備があるようなので条例案の再検討をお願いするものです。

#### ①市民の責務とは何のことでしょうか？

まず第5条（市民等の責務）について、これは憲法に保障された個人の思想・信条・行動の自由に踏み込む表現であり、市条例がここまで踏み込むことは無礼千万です。市民として到底受け入れがたく、案の撤回を求めます。

#### ②客観的データ提示の説明会開催と住民投票条例の追加を

唐津湾での超大型洋上風力群による発電計画においては、風車の設置海域が玄海国定公園の景観の中核を成す七つの離島の直近に建設が検討されており、海の眺望の最大の見どころである名勝七ツ釜、多くの人を訪れサザエつぼ焼きの売店などが並ぶ波戸岬、海に向かって広がる美しい牧草地に放牧牛が憩う加部島からの景観を阻害させ、さらに国の特別史跡肥前名護屋城の背景を害し、歴史的景観とロマンも大きく損なわれてしまいます。それらは、美しい海と自然とにマッチした唐津市全体のイメージと観光資源を壊滅的に損なうものであり、それらに関連してくる経済的損失が計り知れないことが安易に予想されます。また減りゆく人口を食い止めようと進められている市への移住促進計画の大きなマイナス要因

となることも想像されます。こうした市の経済と将来に多大な影響を与えると予想される超大型洋上風力発電計画は、当然、市や議会だけの判断のみで軽々に決断すべきものではなく、市民全体が真剣に考えて結論を出すべきものであります。

このほどから、同計画について県と市による一般市民への説明会が開かれるようですが、そこでは短・中・長期視点からの経済効果のプラスマイナス、あるいは唐津地区の全体的なイメージ低下のデメリットとなど客観的調査機関による多方面からの分析等の詳細な情報提示が、必須条件として望まれるものです。

また前述のように、同計画は市の将来とイメージ、市民のプライドに大きな影響を与え、また子供の郷土愛の育成にも大きな影響を与えるものと考えられます。そうしたことから同事業受け入れの可否は、当然市民自らが選択すべきものであり、同条例には必ず住民投票制度を付記すべきと要求いたします。

### ③事業停止・廃止における原状回復と損害賠償の項目の追加を

同条例には、肝心かなめで絶対不可欠なはずの事業者と推進者である国に対する、事業の途中停止や廃止時における原状回復の義務と保障・担保、また事業による派生する可能性のある事象への損害の弁済が欠けています。

再生可能エネルギーのホープとしてこのほどまでに全国で次々に太陽光発電事業が立ち上がりましたが、各地で台風や大雨、地形変化などによる設備の崩壊、また発電パネルの下草がなくなった故の土砂流出問題で下流域の田畑が被害にあうなどの諸問題が次々に発生、また悪質なものでは当初からの補助金目当ての事業で利益のみを確保してから事業者が廃業や逃亡して設備の荒廃と放置なども大きな社会問題化しています。このため各自治体では、事業者に対して原状回復や迷惑保障などの担保の確保などが喫緊の課題となっております。特に洋上風力発電は国内においてはまだ設置例が少なく、また将来的な事故や故障、その他のアクシデントなど、あまりにも未知・未経験な要素が多すぎて、将来どんなことが起こるのか予想・予測がつかないことだらけです。加えて計画では海岸から2キロ以上と、きわめて陸地に近く、当然騒音や低周波被害などが予想されます。また潮流や海底地形の変化のみでなく、内陸部への風の変化による動植物環境の変

化から、農作物や畜産への影響や、長期的には地形の変化、生態系への影響も少なからず出てくるはことも予想されます。

したがって同条例には、事業者や推進者である国による現状復帰、弁済などの担保と保障は必須であり、条例項目の追加を願うものです。

\*注、基本的に同種の条例は、開発事業等から市の景観や資源、市民の生活や利益や伝統、風習やプライドを守ることを前提として成立するものですが、本市の条例は開発導入・促進が主体のように見えます。行政の在り方・条例のあり方としてはまことに奇異に感じられます。

#### ④回答は市ホームページ上で11月中旬ごろまでに

私たちの要請は、市がホームページ上で求めているパブリックコメントでの疑問や提言などではありません。同条例の重大なる欠陥・疑問点についての「公開質問状」であり、是正のための要請書でもあります。市に於かれましては11月中旬ごろまでに回答を求めるものであり、なお併せて市ホームページにて要請と回答の公開を求めます。

(原文のまま掲載しています。)

### 【回答】

#### ①市民の責務とは何のことでしょうか？

脱炭素社会の実現にあつては、行政だけでなく、事業者、市民等が一体となつて取り組む必要があることから、日常生活において脱炭素社会の実現に寄与する取組みを意識してもらうよう、今回、「市民等の責務」として改正(案)を作成しておりました。

令和5年9月1日から令和5年10月2日まで実施しましたパブリックコメントでのご意見等を踏まえ、提示させていただいた改正案については、再度、検討させていただきます。

## ②客観的なデータ提示の説明会開催と住民投票条例の追加を

本市では、佐賀県と連携し再生可能エネルギー等に関する市民向けセミナーや洋上風力発電事業に係る説明会を実施しているほか、佐賀県においては、漁業環境影響調査や景観影響調査等を実施され、洋上風力発電事業が誘致された場合の経済波及効果の調査分析、データ収集等に努められ報告会を開催されております。

この条例の目的は、再生可能エネルギーの導入等による脱炭素社会づくりの推進を行うためのものがございます。

住民投票に関しては地方自治法に規定されておりますので、法律に基づき対応していくこととしております。

## ③事業停止・廃止における原状回復と損害賠償の項目追加を

太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する「エネルギー供給強靱化法による改正再エネ特措法」が開始されております。

洋上風力発電事業においても、国が策定した「再エネ海域利用法に基づく公募占用指針・公募占用計画」において、「選定事業者は促進区域内海域の占用をしないこととなった場合、海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去を行う義務を負う。」とされており、施設の撤去に関しては、原則、事業者において原状回復することとなっておりますが、事業者が撤去しない場合においては、最終的には国において撤去されることが法律等に規定されています。

また、損害賠償の事項についても、国が策定した事業計画策定ガイドライン等の指針等に基づき事業を展開されるものであり、国のルールの中で対応するものと捉えております。

## ④回答は市ホームページ上で11月中旬ごろまでに

今回いただいた要請内容及び回答については、市ホームページに掲載いたします。

【担当課：経済部新エネルギー産業課】